平成２５年（フ）第１３８９号
札幌市中央区北６条西25丁目３番22―207号
債務者　鍛治川弘志
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１６号
札幌市北区新琴似１条１丁目５番19号　桑田マンション305号
債務者　加藤　定夫
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　知憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
札幌市豊平区平岸４条13丁目６番10号　サンケンビル401号
債務者　吉田　信弘
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７７号
岐阜市切通７丁目２番２号
債務者　熊田義拡こと　熊田　由弘
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３６１号
岩手県北上市堤ケ丘１丁目２番４号
債務者　髙橋　　真
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３号
盛岡市みたけ１丁目９番37号　マイルームみたけ102号
債務者　倉本　徳志
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８２号
福島県会津若松市八日町４番13号　いづみ荘11号
債務者　大竹マリ子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
神奈川県秦野市堀山下598番地　コーポ滝沢Ｃ105号、前住所神奈川県秦野市三屋92番地の７
債務者　ＭＥＮＤＩＯＬＡ　ＳＡＬＡＺＡＲ　ＤＥ　ＷＨＵ　ＺＯＩＬＡ　ＲＯＳＡ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５９５号
神奈川県平塚市山下1050番地の１　アリストクラシィア602号
債務者　物江　典子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１９号
東京都立川市幸町４丁目52番地１幸町団地26棟714号　庄子翔兵方、前住所神奈川県南足柄市駒形新宿93番地１　パレス東原205
債務者　小林　敏江
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８３号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ26号棟305号
債務者　玉置愼一郎
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８４号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ26号棟305号
債務者　玉置　信博
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
和歌山市木ノ本76番地の44
債務者　寺杣美容室こと　寺杣　定子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９４号
和歌山市狐島562番地　ホクレア108号室
債務者　中島　敏行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０１号
和歌山市舟津町１丁目11番地　リバーハイツ太田406
債務者　中　　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９７号
香川県東かがわ市与田山24番地１
債務者　鎌田　由香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係